

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月5日
【事業年度】	第51期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	NECフィールドイング株式会社
【英訳名】	NEC Fielding, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 片山 徹
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】	03-3457-7101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員常務 伊藤 雅明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番28号
【電話番号】	03-3457-7101（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員常務 伊藤 雅明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月20日に提出いたしました第51期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

<訂正前>

(1) 会社の機関の内容

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。また、平成13年10月から執行役員制度（取締役会が選任した執行役員が業務執行を行い、取締役会及び監査役がこれを監督・監視するという経営管理体制）を導入し、より一層の意思決定の迅速化及び取締役会の監督・監視機能の強化を図っています。

取締役会は、9名の取締役（常勤取締役7名、社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しています。なお、取締役の経営責任の明確化を図るため、平成16年6月から取締役の任期を1年に短縮しています。

取締役会において選定された代表取締役（1名）は執行役員社長を兼務しています。また、その他の常勤取締役のうち4名が執行役員常務を、2名が執行役員を兼務しています。そのほか、従業員の執行役員が11名おります。

なお、取締役会を中心とする意思決定プロセスにおいて適正かつ妥当な経営判断を確保するため、重要な事項については、執行役員会議（執行役員社長以下の全執行役員をメンバーとする会議体）等において事前に審議しています。

監査役は、常勤監査役2名及び社外監査役2名をおき、原則として隔月1回、監査役会を開催しています。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、執行役員会議その他の重要な会議への出席、取締役や執行役員等からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧等により取締役の職務の執行を監査しています。なお、当社は、監査役の職務を補助する選任スタッフ（2名）を配置しています。

<略>

(2) ～(6) <略>

(7) 当社定款の規定

当社は、平成13年9月27日開催の臨時株主総会の決議により、取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。当社は、取締役の選任決議に関し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、当社は、平成18年6月23日開催の第50期定時株主総会の決議により、配当等の機動的な決定を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。さらに、当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、平成18年6月23日開催の第50期定時株主総会の決議により、会社法第309条第2項に定める特別決議に関し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

<訂正後>

(1) 会社の機関の内容

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。また、平成13年10月から執行役員制度（取締役会が選任した執行役員が業務執行を行い、取締役会及び監査役がこれを監督・監視するという経営管理体制）を導入し、より一層の意思決定の迅速化及び取締役会の監督・監視機能の強化を図っています。

取締役会は、9名の取締役（常勤取締役7名、社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しています。社外取締役2名は、当社の親会社である日本電気株式会社の使用人です。なお、取締役の経営責任の明確化を図るため、平成16年6月から取締役の任期を1年に短縮しています。

取締役会において選定された代表取締役（1名）は執行役員社長を兼務しています。また、その他の常勤取締役のうち4名が執行役員常務を、2名が執行役員を兼務しています。そのほか、従業員の執行役員が11名おります。

なお、取締役会を中心とする意思決定プロセスにおいて適正かつ妥当な経営判断を確保するため、重要な事項については、執行役員会議（執行役員社長以下の全執行役員をメンバーとする会議体）等において事前に審議しています。

監査役は、常勤監査役2名及び社外監査役2名をおき、原則として隔月1回、監査役会を開催しています。社外監査役2名のうち1名は、日本電気株式会社の使用人です。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、執行役員会議その他の重要な会議への出席、取締役や執行役員等からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧等により取締役の職務の執行を監査しています。なお、当社は、監査役の職務を補助する選任スタッフ（2名）を配置しています。

<略>

(2) ～(6) <略>

(7) 当社定款の規定

当社は、平成13年9月27日開催の臨時株主総会の決議により、取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。当社は、取締役の選任決議に関し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、当社は、平成18年6月23日開催の第50期定時株主総会の決議により、配当等の機動的な決定を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議により定めることができる旨、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める特別決議に関し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、ならびに取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。